

田皆中学校

いじめ対応マニュアル

目 次

| | | |
|----|-------------------------------|---|
| 1 | いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | いじめに対する鹿児島県の基本的認識・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 本校のいじめ防止教育 全体計画・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | 本校のいじめ防止教育 年間指導計画・・・・・・・・ | 4 |
| 5 | 本校のいじめ防止対策 年間指導計画・・・・・・・・ | 5 |
| 6 | いじめ対応に関するチャート図・・・・・・・・ | 6 |
| 7 | いじめに気付く学校生活でのチェックポイント・・・・・・・・ | 7 |
| 8 | いじめに気付く家庭生活でのチェックポイント・・・・・・・・ | 8 |
| 9 | 主な相談機関・・・・・・・・ | 8 |
| 10 | 参考文献・・・・・・・・ | 9 |

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係(注 1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(注 2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

注 1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活堂の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

注 2)「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状況とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視すること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

2 いじめに対する鹿児島県の基本的認識

- 1 本県においては、平成8年9月に、いじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを、重く受け止めること。
- 2 いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。
また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりすること。
- 3 いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をすること。
- 4 いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。
- 5 いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図るほか、小・中学校においては、出席停止の措置についても検討すること。
- 6 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援すること。なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意すること。
- 7 いじめ問題について、学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように、学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題として授業等を実施したり、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりすること。
- 8 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めること。

(平成22年4月県教委「生徒指導に関する取組の徹底について」通知) から抜粋

3 本校のいじめ防止教育 全体計画

○法律, 条例, 規則
○学習指導要領
○県・地区・町の
教育行政の目標や方針等

| 本校の学校教育目標 | |
|--|-------------------------------|
| 気付き, 考え, 行動し, 心身ともにたくましい人間性豊かな生徒の育成 ～ 目指す生徒像 ～ | |
| 1 強く | ～たくましく未来を切り開く, 強い意志と広い視野をもつ生徒 |
| 2 正しく | ～みずから学び, 考え, 判断し, 進んで行動する生徒 |
| 3 美しく | ～ない外面ともに美しく, 思いやりのある生徒 |

○学校の歴史・伝統
「ウイダミキの教育」
○生徒, 学校, 地域
の実態
○教師や保護者,
地域の願い

| 生徒指導の目標と努力点 | |
|---|--|
| 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の望ましい人間関係を築くとともに, 生徒理解を深め, 保護者と連携して「生徒の幸福と自己実現を支える」充実を図る。 ★ 努力点: いじめ, 不登校問題の早期発見と継続指導の充実を図る。 | |

| いじめ防止対策委員会 (生徒支援委員会) | |
|---|--|
| 【目的】 いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため, 管理職を含む複数の教職員, 心理等に関する専門的な知識を有するその他, 関係者により構成される日常的な教育相談体制, 生徒指導体制の校内組織及び指導体制を構築し, いじめの防止等を包括的に推進する。 【組織構成】 管理職, 生徒指導主任, 学級担任, 養護教諭, その他必要に応じた関係者及び外部専門家 | |

| 基本的な考え方と姿勢 | |
|--|--|
| ☆ いじめを生み出さない雰囲気・環境を整える。 ☆ いじめをしない資質, 心情を育てる。 ☆ いじめをやめさせる指導をするとともに被害生徒を守る。 | |
| いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) に基づく対応 ア 学校におけるいじめの防止 イ いじめの早期発見のための措置 ウ 関係機関等との連携等いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 オ いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等 カ 啓発活動 | |

| 学校の組織力を生かす | 生徒の心や態度を育てる | 教師の指導力を磨く |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 校内指導体制の確立 日常的な生徒指導の充実 教師間の連携強化 危機管理意識の浸透 地域や関係機関との連携 保護者との信頼関係構築 | <ul style="list-style-type: none"> 自他の生命を尊ぶ心 他人の痛みが分かる心 違いを認め合う心 良心に恥じない心 正義を愛する心 | <ul style="list-style-type: none"> 人権意識の高揚 生徒理解の向上 いじめの認識の深化 いじめの指導法の習得, 改善 教育相談やカウンセリング技法の習得 学習指導の工夫と改善 |

| 教育活動全般 | 道徳・特別活動 | 教育相談・生徒指導 | 研修・その他 |
|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 命を大切にすることを含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させる。 いじめは情報端末機器の介在により一層見えにくくなっておりいじめほどの学校においても起こり得るものであること, また, 誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく。 人権尊重の視点からあらゆる場面で生徒の人権意識を高め, いじめに対して「許さない」態度や心情を育てる。 冷やかしかやからかい等を見逃さず指導し, 生徒一人一人が安心して過ごせるような関係作りを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 道徳科や学級活動を通して, 互いの違いを認め, 他人の痛みや苦しみが分かる共感的な人間関係を作る。 学校行事等を通して, 生徒一人一人が他人と協力して一つのことを成し遂げたり, お互いの良さを見つけたりしながら, 思いやりの心や責任感, 自己有用感を育むとともに, 学級集団としての成長を促すような教育活動を推進する。 生徒会によるいじめ問題への主体的な取組の充実を図るとともに, 様々なコミュニケーション能力や自己解決能力を育てる。 | <ul style="list-style-type: none"> 教職員によるきめ細やかな観察, 相談, 情報交換等を日常的に行う。 いじめアンケートを定期的に実施し, いじめ防止と早期発見に努め, 情報は全職員で共有する。 いじめが疑われる場合は, 早急に状況や実態把握に努め被害生徒を守るとともに, 学級担任や生徒指導主任等が連携して指導に当たる。 「いじめ問題を考える週間」や教育相談を充実させ, 生徒だけでなく, 教職員のいじめ問題に対する意識を高める。 いじめを把握したら, いじめ問題対応チームを組織し, 指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応に努める。 いじめの被害生徒には, 「絶対を守る」という学校的意思を伝え, 心のケアと合わせて登下校や休み時間, 清掃時間などの安全確保に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> いじめの認知に関する教職員の共通理解を図る。 いじめ問題や教育相談に関する研修を深め, 人権意識の高揚やカウンセリングマインドを身に付けるとともに, 生徒や保護者との対話を重視し相談する機会を多く設定するよう努める。 生徒理解力, 学級経営力, 学校組織体の一翼を担うための力量等を高め, いじめを見逃さないようにする。 生徒の心の痛みや苦しみに共感できるような心情と積極的かつ誠実な姿勢でいじめ問題に取り組むことのできる人間性と資質向上を図る。 「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く解決する」という姿勢で臨む。 学校では対応しきれない場合は, 児童相談所や家庭裁判所, 警察署や関係機関との連携を図る。 |

4 本校のいじめ防止教育 年間指導計画

| 月 | 教科・教育活動全般 | 道徳 | 学校行事 | 教育相談・生徒指導 | 研修・その他 |
|----|---|--|------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 4 | いじめ問題を考える週間 朝のリレー（1年国） アイスプラネット （2年国） 握手（3年国） | 心の教育の日 第3木曜日 3年 無実の罪 | | 家庭訪問 生徒支援委員会 （毎週開催） いじめアンケート Hyper-QU | 職員研修（生徒理解） |
| 5 | シンジュン（1年国） | 心の教育の日 第3木曜日 1年 いじめに当たるのはどれだろう 傍観者でいいのか 2年 「いじめ」についてあなたはどうか 思う？ 私のせいじゃない あの子のランドセル 3年 いじめから目をそむけない 植生の宿 | 修学旅行（2年） 校外学習（1年） 職場体験学習（3年） | 教育相談 生徒支援委員会 いじめアンケート 学校楽しいーと | 小中高連絡会 |
| 6 | ちょっと立ち止まって （1年国） | 心の教育の日 第3木曜日 | | 生徒支援委員会 いじめアンケート | 町生徒指導主任等研修 会 沖同教総会・基礎講 座 |
| 7 | | 心の教育の日 第3木曜日 2年 愛 | | 三者面談 生徒支援委員会 いじめアンケート | |
| 8 | | | | いじめアンケート | 両町人権同和教育研 修会 |
| 9 | いじめ問題を考える週間 個人の尊重と日本国憲法 （3年社） 大人になれなかった弟たちに （1年国） 字のない葉書（2年国） 故郷（3年国） | 心の教育の日 第3木曜日 1年 いのちって何だろう 2年 三つのいのちについて考える 3年 人間の命とは | 体育大会 | 生徒支援委員会 いじめアンケート | |
| 10 | | 心の教育の日 第3木曜日 2年 ゴール | 文化祭 | 生徒支援委員会 いじめアンケート 学校楽しいーと | |
| 11 | | 心の教育の日 第3木曜日 3年 合格通知 伝えたいことがある | 生徒総会 | 教育相談 生徒支援委員会 いじめアンケート 三者面談 | |
| 12 | 人権旬間 紛争地の看護師 （3年国） | 心の教育の日 第3木曜日 | 校内駅伝大会 | 生徒支援委員会 いじめアンケート 二者面談 | |
| 1 | 走れメロス（2年国） 少年の日の思い出 （1年国） 温かいスープ（3年国） | 心の教育の日 第3木曜日 1年 短文投稿サイトに友達 の悪口を書くこと | | 生徒支援委員会 いじめアンケート | |
| 2 | | 心の教育の日 第3木曜日 | | 生徒支援委員会 いじめアンケート | 小中高連絡会 町生徒指導主任等研 修会 |
| 3 | | 心の教育の日 第3木曜日 2年 心に寄り添う 3年 一冊の漫画雑誌 | 球技大会 遠足 | 生徒支援委員会 いじめアンケート | |

5 本校のいじめ防止対策 年間指導計画

| 月 | 職員会議等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
|----|----------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 4 | ⑥家庭訪問 いじめ問題を考える週間 | 生活実態調査 | いじめアンケート |
| 5 | | ⑥校内研修 (生徒指導共通理解) | ②個人状況把握 教育相談 いじめアンケート |
| 6 | | | いじめアンケート |
| 7 | ⑦学級 PTA 学校評価 | ⑧学校・学級づくり 人間関係づくり | ②個人状況把握 いじめアンケート |
| 8 | いじめ問題を考える週間 | | いじめアンケート |
| 9 | 体育大会 | | 生活実態調査 いじめアンケート |
| 10 | 文化祭 | | ⑤校内研修 (性に関する教育) いじめアンケート |
| 11 | | | いじめアンケート |
| 12 | ⑦学級 PTA 学校評価 | | いじめアンケート |
| 1 | | 生活実態調査 | いじめアンケート |
| 2 | ⑦学級 PTA | ④デジタルリテラシー教室 (生徒・保護者) | ②個人状況把握 いじめアンケート |
| 3 | 支援引継ぎシート の作成 | 次年度に向けた 学級作り | いじめアンケート |

- 未然防止，早期発見に向けて
- すべての教職員が，いじめ問題の重要性を認識する。
 - いじめ防止対策委員会を中心に，定期的に未然防止に向けた取組を行う。
 - 日々，生徒一人一人の様子について情報交換を行い，具体的な指導の留意点について職員会議，職員研修会や校内生徒指導委員会で取り上げて共通理解を図る。
 - 各担任等が，いじめの問題を一人で抱え込むことなく，報告・相談を確実にし，学校全体で組織的に対応する。

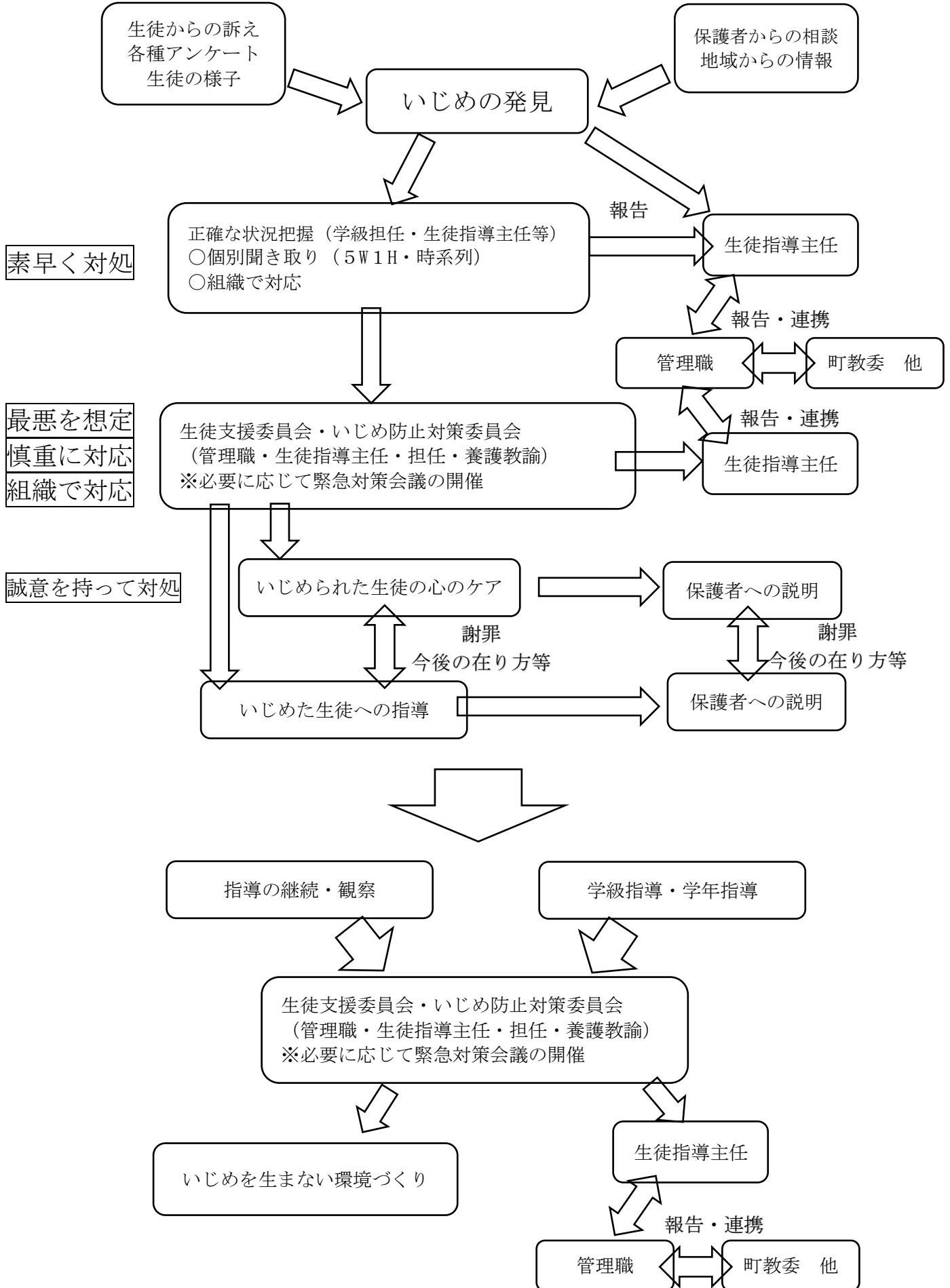
危機管理の心構え「さしすせそ」

- さ：最悪を想定する
- し：慎重に対応する
- す：素早く対処する
- せ：誠意を持って対処する
- そ：組織全体で対応する

- 職員会議**
「学校いじめ防止基本方針」を確認し，指導方針や指導計画を提示し，全職員で共通理解を図る。
- 個人状況把握・スクールカウンセラー相談**
家庭における生活状況等を把握するとともに，学級内の個々の生徒の状況を把握し，いじめまたはいじめにつながるトラブルが起こっていないかどうかを確認する。
- 校内生徒支援委員会**
週間ごとの生徒の生活状況等を把握するとともに，トラブルに対する対応を協議する。
- 講演会（デジタルリテラシー教室）**
いじめの未然防止・早期発見に向けてインターネット使用におけるトラブルや使い方について，学校や家庭における取組について理解を深める。
- 校内研修**
性に関する教育（LGBQ等）や教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。
- 家庭訪問**
全学年で，担任等が家庭訪問を行う。
- 保護者向け啓発**
ホームページや学校便り等を活用して，いじめ防止基本方針を周知するとともに学級PTA等で保護者からのいじめを含む様々な情報を収集する。
- 学校づくり・学級づくり・人間関係づくり**
道徳の授業を中心に人との関わりについて考えさせ，いじめの未然防止に努めるとともに，学校行事等を通して良好な人間関係の構築を図る。

※ 情報共有等は職員朝会・職員会議でも随時行う。
 ※ いじめ防止対策委員会は，いじめを把握した場合等には緊急会議を開催するなどし，いじめ防止対策の中心的役割を担う。

6 いじめ対応に関するチャート図



7 いじめに気付く学校生活でのチェックリスト

| 生活場面等 | | 観察の視点 (特に、変化が見られる点) |
|------------------|--------|--|
| 学 校 生 活 | 朝の会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻，欠席が増える。 ○ 出席確認の際，声が小さい。 ○ 表情がさえず，うつむきかげん。 |
| | 授業の開始時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる。 ○ 一人だけ遅れて教室に入る。 ○ 忘れ物が多くなる。 ○ 用具，机，椅子などが散乱している。 ○ 周囲がなんとなくざわついている。 ○ 席を替えられている。 |
| | 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 筆圧が弱くなる。 ○ 頭痛，腹痛などを頻繁に訴え，保健室によく行くようになる。 ○ ひどいアダ名で呼ばれる。 ○ いじりやからかいを受けている。 ○ 正しい答えを冷やかされる。 ○ 不まじめな態度で授業を受ける。(※) ○ ふざけた質問をする。(※) ○ グループ分けで孤立しがちである。 ○ テストを白紙で出す。(※) |
| | 休み時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い。 ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ○ 用もないのに職員室等に来る。 ○ 仲良しでない者とトイレに行く。(※) ○ 遊びの中でいつも同じ役をしている。 ○ 集中してボールを当てられる。 ○ 遊びやゲームで負けることが多い。 |
| | 給食時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立しがちである。 ○ 好きな物を級友に譲る。(※) ○ 食べ物にいたづらをされる。 ○ その子どもが配膳すると嫌がられる。 |
| | 清掃時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる。 ○ 人の嫌がる仕事を一人でする。(※) ○ さぼることが多くなる。(※) |
| | 放課後 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○ 用事がないのに残っている日がある。 ○ 部活動に参加しなくなる。 ○ 他の生徒の荷物を持って帰る。 ○ 急いで一人で帰宅する。(※) |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり，やぶられたりしている。 ○ 刃物など，危険な物を所持する。 ○ 靴，傘など持ち物を隠される。 ○ うつむきがちで視線を合わさない。 ○ 寂しそうな暗い表情をする。 ○ 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。 ○ 日記，作文，絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ○ 教材費，写真代などの提出が遅れる。 ○ 言葉遣いが荒れた感じになる。(※) ○ 校則違反，万引きなど問題行動が目立つようになる。(※) ○ くつ箱の中にいやがらせの手紙が入っている。 ○ 動物や昆虫などに残虐な行為をする。 |

(※) 印は，無理にやらされている可能性のあるもの

8 いじめに気付く家庭生活でのチェックリスト

| 生活場面等 | | 観察の視点 (特に、変化が見られる点) |
|-------|-----------|--|
| 家庭生活 | 表情・体調 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 表情が暗くなり、何か考え事をしている。 ○ 落ち着きがなくなり、おどおどする。 ○ よくため息をつく。突然、涙を流す。 ○ 理由をはっきり言わないアザ・傷がある。 ○ 食欲がなく、元気がない。 |
| | 友達 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。 ○ 友達関係が変化している。 ○ 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える。 |
| | 言動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。 ○ 急に無口になったり、「死にたい」ともらしたりする。 ○ 学習意欲をなくし、勉強が手につかない。 ○ 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。 ○ 「転校したい」等と言い出す。 ○ 家庭から品物やお金を無断で持ち出す。 ○ 言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない。 |
| | お金・服装・持ち物 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 買ったおぼえのない物を持っている。 ○ 与えた以上のお金を持っている。 ○ 帰宅した時、衣服の汚れがある。 ○ 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりしている。 ○ お金の使い方が荒くなり、使いみちを言わない。 ○ 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたりする。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必ずフィルタリングを設定する。 ○ 時々、子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど、使い方を見守る。 ○ 使っても良い時間やサイトなどの家庭内ルールを決める。 |

※子どもの小さな変化も見逃すことなく、おかしいなと思ったらすぐに声をかけ、学校に相談を

8 主な相談機関〈令和8年3月現在〉

| 相談機関 | 電話番号 | 相談時間帯 | 主な相談内容等 |
|----------------------------|--|--------------------------------------|--|
| 田皆中学校 | 0997-93-2287 | 平日 | 一般的な内容 |
| かごしま教育ホットライン 24 | 0120-783-574 0120-0-78310 099-294-2200 | 全 24 時間 | いじめ・不登校・性格・行動、しつけ、親子関係など子どもに関わる相談全般 |
| 県総合教育センター (面談は要予約) | 教育相談課 | 月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く) | いじめ・不登校等子どもに関わる相談 |
| | 特別支援教育研修課 | | 障害のある子どもや学習面・行動面につまずきのある子どもの相談 |
| PTA すくすくライン (県 PTA 連合会) | 099-251-0309 | 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) | 子育て期における家庭教育の諸問題に関する相談 |
| 児童相談所 (面談は要予約) | 中央 | 電話 月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く) | 非行、いじめ、養護、不登校、しつけ、里親に関する事など、満 18 歳になるまでの子どもについてのあらゆる相談 |
| | | 面談 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) | |
| | 099-275-4152 (子ども・家庭 110 番) | 月～金 9:00～22:00 (祝日・年末年始を除く) | |
| 大島 | 0997-53-6070 | 月～金 8:30～17:00 | |

| 相談機関 | 電話番号 | 相談時間帯 | 主な相談内容等 |
|--------------------------------------|------------------------------|--------------------|---|
| こども総合療育センター | 099-265-2400 | 月～金 8:30～17:00 | 概ね 15 歳までの子どもに関する心身の発達に関する診断と相談 |
| 精神保健福祉協議会 | 099-228-9566 099-228-9567 | 月～金 9:00～16:30 | 県民すべての悩みに関する相談や関係機関の紹介 |
| 少年サポートセンター (ヤングテレフォン) | 099-252-7867 | 月～金 8:30～17:15 | 子どもが被害に遭った, 学級でいじめられている, 家出を繰り返すなど, 少年に関する悩み事等についての相談 |
| 18 歳までの子どもがかける電話 チャイルドライン (子ども専用) | 0120-99-7777 | 月～土 16:00～21:00 | 18 歳までの子どもがかけられる電話子どもの声を受け止める電話 |
| 鹿児島いのちの電話 | 099-250-7000 | 全 24 時間 | 孤独の中であって助けや慰めや励ましを求めている一人一人に, よき隣人として電話を通して援助する。 |

9 参考文献

生徒指導提要 (令和 4 年 1 2 月改訂 文部科学省)

いじめ対策必携 (令和 3 年度 3 月改訂 鹿児島県教育委員会)

文部科学省・県教育委員会通知通達等